



バス・ハイヤー共通利用券申請のお知らせ

6月1日(水)から本年度分の申請の受付を開始しますので、下記要件を確認の上、申請してください。

7月1日に利用券の交付を希望される方は、6月17日(金)までに申請してください。18日以降については、順次申請を受け付けます。

■対象者

【高齢者バス・ハイヤー共通利用券】

※次の条件を満たす方

- ・本町に居住する満70歳以上の方
- ・対象者本人と世帯に属する方の住民税課税標準額が別表に定める額を超えない方

【障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する方
- ・上記手帳を所持し、高等養護学校に在学する方（親権者が町内に居住）
- ・対象者本人と世帯に属する方の住民税課税標準額が別表に定める額を超えない方

※第1種身体障害者手帳、療育手帳Aの所持者と7歳以上12歳未満の障がい児は、申請により介護者1人分が利用券の交付対象となります。

※6歳未満の障がい児は、介護者分のみが交付対象となります。

■利用できるバス・ハイヤー会社

【バス】 阿寒バス、くしろバス、根室交通（※釧路・根室管内の各路線）

【ハイヤー】 西別ハイヤー

■利用金額

2万円分

■有効期間

7月1日(金)から令和5年6月30日(金)

■受給者登録者証の交付

共通利用券を使用する際、受給登録者証の提示が必要です。

扶養親族等の数	住民税課税標準額の限度額	
	対象者本人	世帯に属する者
0人	1,600,000円	6,300,000円
1人	2,000,000円	6,600,000円
2人	2,400,000円	6,800,000円
3人	2,800,000円	7,000,000円
4人	3,200,000円	7,200,000円
5人	3,500,000円	7,400,000円
6人以上	以下400,000円 ずつ加算した額	以下250,000円 ずつ加算した額

■申請方法

下記申請先に申請書がありますので印鑑と顔写真（新規・写真変更の場合のみ）をお持ちください。

また、郵送での申請も受け付けていますので、町ホームページから申請書を印刷していただくか、下記担当まで連絡いただければ申請書を郵送します。

※郵送で申請の方は申請書の押印（2箇所）を忘れずをお願いします。

※初めて申請される方と受給者証の交付を受けている方で写真を変更する場合は、顔写真（縦4センチ×横3センチ）の提出が必要です。

（顔写真を変更しない場合は、写真の提出は必要ありません。）

■申請先

役場福祉課窓口または各支所、各連絡事務所

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

令和4年度
認定こども園
別海保育園
上西春別保育園
園児募集
0歳児クラス

別海保育園と上西春別保育園では、7月1日(金)から9月30日(金)までの間に入園を希望される0歳児（令和3年4月2日以降に生まれた生後6カ月以上のお子さん）の追加募集を行います。

入園を希望される方は申し込み手続きを行ってください。

■募集人数 別海保育園 8名 上西春別保育園 2名

■受付期間 6月10日(金)まで

■申込書類配布、提出場所 下記担当または入園を希望する保育園
問合せ／こども・子育て担当（内線1313・1331・1314）

別海保育園 TEL75-2726

上西春別保育園 TEL77-2040

6月から児童手当の制度が一部変更になります

変更点1 所得上限限度額が設けられます

本年6月分（本年10月支給分）から、児童を養育している方の前年の所得額が下表(2)以上の場合、手当が支給されなくなります。

※手当の支給対象外となった方は、受給資格喪失となります。なお、翌年の所得額が下表(2)未満となった場合には、再び支給対象となりますので、改めて認定請求書の提出が必要です。

■支給区分

(万円)

- 右表(1)未満の方

→**児童手当**（児童1人あたり月額10,000円または15,000円）

- 右表(1)以上(2)未満の方

→**特例給付**（児童1人あたり月額5,000円）

- 右表(2)以上の方→**支給対象外**

扶養親族などの数	(1)所得制限限度額		(2)所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者や扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下「扶養親族など」といいます。）並びに扶養親族などでない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族などの数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族などが同一生計配偶者（70歳以上の方に限ります。）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で確認します。

変更点2 現況届の提出が原則不要になります

これまで毎年6月中旬に提出を求めていた現況届の提出が不要となります。

ただし、次の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票を別海町ではない市町村に置いたまま、別海町から児童手当を受給している方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人や施設などの受給者の方
- ⑤その他、町から提出の案内があった方

変更点3 各変更届の追加

これまでの変更届に加え、次のような場合に、新たに変更届の提出が必要となります。

- ・配偶者の氏名や住所を変更したとき
- ・配偶者を有したとき、または有しなくなったとき
- ・受給者の加入している公的年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ・離婚協議中の受給者が離婚したとき

問合せ／こども・子育て担当（内線1314）

障がいについて、気軽にご相談ください

町では地域で暮らす障がいのある方々の、虐待や差別などの不利益な扱いや暮らしに関する相談に応じ、関係機関と連携しながら支援を行うため、相談員を設けています。

また、相談員は平成22年4月から施行されている「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」で設置された「地域相談員」も併せて北海道から委嘱されています。

障がい福祉に関する制度やサービス、その他障がいに関する悩み事など、気軽にご相談ください。

《別海町身体障がい者相談員・地域相談員》

桜井 笑子 さん

別海町西春別駅前柏町2番地の4

TEL090-7514-8385

《別海町知的障がい者相談員・地域相談員》

徳富 亨子 さん

別海町別海130番地の119

TEL0153-75-1065

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）